

長府浄水場更新事業

優先交渉権者選定基準

令和3年8月

下関市上下水道局

目 次

1	優先交渉権者選定基準の位置付け.....	1
2	事業者の選定方法.....	1
3	事業者選定の体制.....	1
4	優先交渉権者決定までの手順.....	2
5	参加資格審査.....	3
	（1）参加資格確認申請書類の確認.....	3
	（2）参加資格審査.....	3
6	提案内容審査.....	3
	（1）基礎審査.....	3
	（2）定量化審査（性能評価）.....	3
	（3）定量化審査（価格評価）.....	5
	（4）総合的評価.....	7
	（5）最終審査.....	7
7	優先交渉権者等の決定.....	7
8	審査結果の通知及び公表.....	7
	別表 1.....	8

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

本書は、下関市（以下「本市」という。）が実施する長府浄水場更新事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する者（以下「事業者」という。）の選定に当たり、本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付する「公募要項」の一部として位置付けるものであり、事業者の選定に際し、審査方法及び審査項目等を示すものである。

2 事業者の選定方法

本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募した上で、技術提案等に基づいた公募型プロポーザル方式にて事業者の選定を実施する。また、その手続きについては、「5 参加資格審査」及び「6 提案内容審査」に示す。なお、応募者が1者であった場合でも、本優先交渉権者選定基準に則り事業者の選定を行う。

3 事業者選定の体制

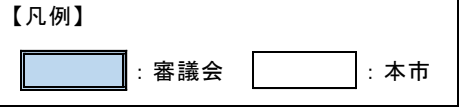
ア 参加資格審査、基礎審査、定量化審査（価格評価）及び総合的評価は、本市が行う。

イ 公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うため、定量化審査（性能評価）及び最終審査（最優秀提案者の選定）については、下関市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）が行う。

ウ 本市は、審議会の選定結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、公表する。

4 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は、以下のとおりである。



審査	時 期	手 順
参加資格審査	参加資格確認申請書提出 (令和3年10月4日～10月8日) 参加資格審査結果通知 (令和3年10月29日)	
提案内容審査	提案書の提出 (令和4年1月11日～1月14日) 提案書のプレゼンテーション (令和4年2月)	
優先交渉権者の決定	優先交渉権者の決定 審査結果の通知・公表 (令和4年2月)	優先交渉権者の決定 審査結果の通知・公表

5 参加資格審査

(1) 参加資格確認申請書類の確認

本市は、応募者から提出された参加資格確認申請書に不備がないか確認する。不備がある場合は、当該者の提出書類を無効とし、失格とする。

(2) 参加資格審査

本市は、応募者から提出された参加資格確認申請書について、公募要項に示す参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を応募者に通知する。参加資格要件を満たしていない応募者の提出書類は無効とし、失格とする。

6 提案内容審査

(1) 基礎審査

ア 提案書の確認

本市は、参加資格審査において参加資格要件を満たしていると認められた応募者から提出された提案書について、提出書類の不備がないか確認する。不備がある場合は、当該者の提出書類は無効とし、失格とする。

イ 提案書の基礎審査

本市は、提案書の確認において不備がない場合、応募者が提出した基礎審査シートをもとに提案された内容が要求水準を満たしているかについて確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(2) 定量化審査（性能評価）

ア 審査項目及び採点の基準等

審議会は、基礎審査において要求水準を満たしていると認められた応募者の提案書について、評価の視点に基づき定量化審査（性能評価）を行う。審査項目、評価項目、評価の視点及び配点は、表1及び別表1に示すとおりとする。

提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、応募者によるプレゼンテーションを行った上で、審議会の各委員が表2の採点基準により審査項目ごとの得点化を行う。

性能点は審議会の各委員の審査項目ごとの得点の平均点（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。）の合計点とする。

なお、プレゼンテーションの日程、場所等については、基礎審査において要求水準を満たしていると認められた応募者に対して後日通知する。

表1 審査項目及び配点

審査項目	様式No	配点
1. 本事業全体に関する事項		
1-1. 事業に対する基本理念	様式IV-4	6
2. 設計に関する事項		
2-1. 設計・建設工事に必要な調査	様式IV-5	33
2-2. 導水施設設計	様式IV-6	
2-3. 浄水処理方法	様式IV-7	
2-4. 浄水施設設計(1) 浄水フロー、水位高低等	様式IV-8	
2-5. 浄水施設設計(2) 凝集沈殿、急速ろ過	様式IV-9	
2-6. 浄水施設設計(3) その他の浄水処理施設	様式IV-10	
2-7. 機械設備設計(送水施設)	様式IV-11	
2-8. 電気・計装設備設計(受変電設備、電力設備、自家用発電設備)	様式IV-12	
2-9. 電気・計装設備設計(運転操作設備、計装設備、監視制御設備)	様式IV-13	
2-10. 建築構造物設計	様式IV-14	
2-11. 配置計画	様式IV-15	
2-12. 更新手順	様式IV-16	
3. 建設工事に関する事項		
3-1. 業務体制	様式IV-17	29
3-2. 工期短縮につながる方策	様式IV-18	
3-3. 建設工事期間中の留意事項	様式IV-19	
3-4. 騒音、振動、車両等に係る周辺住民への配慮	様式IV-20	
4. 施設維持管理に関する事項		
4-1. 業務方針	様式IV-21	24
4-2. 業務体制	様式IV-22	
4-3. 従業員教育及び研修	様式IV-23	
4-4. 運転管理業務、水質管理業務	様式IV-24	
4-5. 保守点検業務、修繕業務	様式IV-25	
4-6. 災害・事故対応業務	様式IV-26	
4-7. 事業終了時の引継ぎ業務	様式IV-27	
5. その他に関する事項		
5-1. 地域経済	様式IV-28	8
5-2. その他の提案	様式IV-29	
合計		100

表2 採点基準

評価ランク	判断基準	採点方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準どおり	配点×0.25

(3) 定量化審査（価格評価）

ア 提案価格の確認

審議会において、定量化審査（性能評価）を行った後、本市は、応募者が提出する提案価格（以下「提案価格」という。）が見積り限度額を超過していないかについて確認する。

また、提案価格の確認は、設計・建設工事の提案価格及び施設維持管理業務の提案価格について、それぞれの見積り限度額に対して超過していないかについて確認する。

なお、提案価格が見積り限度額のいずれか一つでも超過している場合は失格とする。

イ 定量化審査（価格評価）

本市は、応募者の提案価格について、以下の方法により価格点を算出する。

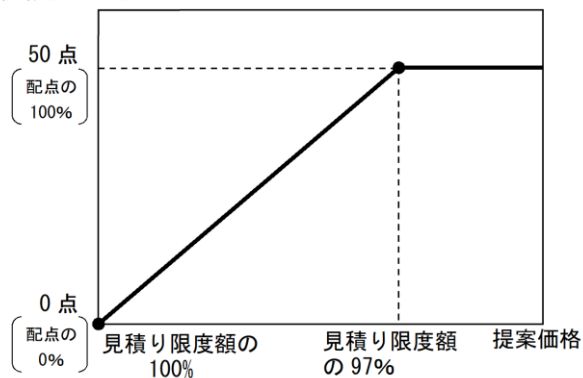
$\text{価格点 (満点 100 点)} = \text{設計・建設工事の価格点 (50 点)} + \text{施設維持管理業務の価格点 (50 点)}$
--

(注) 価格点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(価格点の算出方法)

- ① 設計・建設工事の価格点は、設計・建設工事の見積り限度額を0点とし、見積り限度額の97%を50点として、直線補間により評価する。
- ② 施設維持管理業務の価格点は、施設維持管理業務の見積り限度額を0点とし、見積り限度額の97%を50点として、直線補間により評価する。
- ③ 設計・建設工事、施設維持管理業務ともに、提案価格が見積り限度額の97%を下回る場合であっても価格点の最高点は50点とする。
- ④ 上記で求めた設計・建設工事の価格点と施設維持管理業務の価格点を合計し、価格点を算出する。

設計・建設の場合
価格点の配点



施設維持管理の場合
価格点の配点

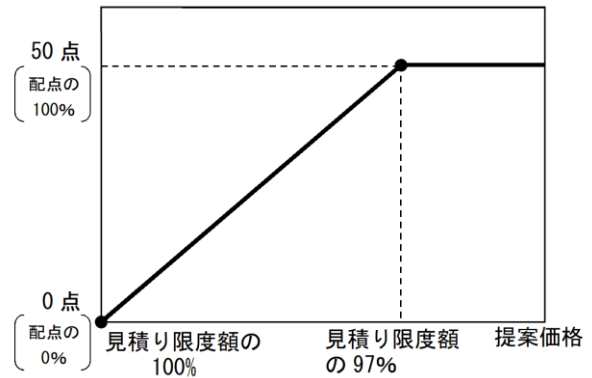


図1 価格点の算出イメージ

(計算式)

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (100\% - \text{提案価格} / \text{見積り限度額}) \div (100\% - \text{見積り限度額に対して価格点が満点となる率})$$

(計算例①) 設計・建設工事の提案価格が見積り限度額に対して98%であった場合

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= \text{配点 (50点)} \times (100\% - 98\%) \div (100\% - 97\%) \\ &= \text{配点 (50点)} \times 2/3 \\ &= 33.333 \text{点} = 33.33 \text{点} \end{aligned}$$

(計算例②) 施設維持管理業務の提案価格が見積り限度額に対して99%であった場合

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= \text{配点 (50点)} \times (100\% - 99\%) \div (100\% - 97\%) \\ &= \text{配点 (50点)} \times 1/3 \\ &= 16.666 \text{点} = 16.67 \text{点} \end{aligned}$$

(4) 総合的評価

本市は、性能評価及び価格評価を総合して評価し、総合得点を算出する。

ア 総合得点の算出

総合得点は、以下のとおり算出する。

$$\text{総合得点} = \text{性能点} \times 0.8 + \text{価格点} \times 0.2$$

(注) 総合得点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

イ 総合得点の下限値

総合得点には下限値を設けるものとし、総合得点100点満点に対し、応募者の総合得点が50点を下回る場合は当該応募者を失格とする。

(5) 最終審査

審議会は、総合的評価の結果を確認の上、総合得点が最も高い提案を最優秀提案とし、当該提案の応募者を最優秀提案者に選定する。

なお、総合得点が同点の提案が2者以上あるときは性能点の高い提案を上位の提案とし、最優秀提案者に選定する。また、性能点が高かった場合は当該者によるくじにより最優秀提案者を選定する。

7 優先交渉権者等の決定

本市は、審議会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

交渉の結果又はその他の理由により、優先交渉権者と基本契約、建設工事請負契約及び施設維持管理業務請負契約（以下「事業契約」という。）のいずれか一つでも契約を締結することができない事由が生じた場合は、最優秀提案者の次に順位の高かった応募者を交渉権者（以下「次位交渉権者」という。）とし、事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。

次位交渉権者以降の交渉順は、選定結果の上位の順に行うものとする。

8 審査結果の通知及び公表

各応募者への審査結果の通知については、本市より書面にて行う。優先交渉権者と次位交渉権者への書面通知には、それぞれ優先交渉権者であることと、次位交渉権者であることを明記する。また、評価の結果及び選定過程の透明性を確保するために必要な資料を公表する。

(別表1) 審査項目、評価項目及び評価の視点

審査項目		評価項目	評価の視点	配点	計
1.本事業全体に関する事項					
1-1. 事業に対する基本理念	様式IV-4	基本理念	・本事業への取り組みに対する基本理念について評価する。	6	6
		イメージアップ	・本事業に関するイメージアップ対策について具体的な提案を評価する。		
2.設計に関する事項					
2-1. 設計・建設工事に必要な調査	様式IV-5	測量	・測量調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的な提案を評価する。	3	
		地質	・地質、土壌、土質調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的な提案を評価する。		
2-2. 導水施設設計	様式IV-6	埋設物	・埋設物調査及びその他の調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的な提案を評価する。	2	
		工法	・周辺住民への影響に配慮された工法に関して具体的な提案を評価する。		
2-3. 浄水処理方法	様式IV-7	維持管理	・導水施設の点検や維持管理を考慮した具体的な提案を評価する。	3	
		全体フロー	・既存の排水処理施設を含む運用、更新期間中の水理計算、水収支を考慮した具体的な提案を評価する。		
2-4. 浄水施設設計(1) 浄水フロー、水位高低など	様式IV-8	将来更新	・将来更新や施設拡張(紫外線等)に配慮した施設配置、処理フローについて具体的な提案を評価する。	3	
		非常時運用	・非常時(高濁度時、水質事故等)における浄水水質、浄水量の確保に関して具体的な提案を評価する。		
2-5. 浄水施設設計(2) 凝集沈殿、急速ろ過	様式IV-9	浄水フロー	・原水水質に対する適切な処理方法や水質悪化への対策とその理由についての具体的な提案を評価する。	3	
		水位高低	・水位高低計画に関して、今回整備内容に加え将来の拡張や更新に配慮した具体的な提案を評価する。		
2-6. 浄水施設設計(3) その他の浄水処理施設	様式IV-10	薬注設備	・適切な薬品の選定と確実な注入に関する具体的な提案を評価する。	3	33
		構造	・構造形式、基礎形式、場内配管等に関して耐震性及び耐久性確保に関する具体的な提案を評価する。		
2-7. 機械設備設計(送水施設)	様式IV-11	浄水処理	・適切な浄水処理(凝集沈殿、急速ろ過)を行うための運転方法等に関する具体的な提案を評価する。	3	
		維持管理	・維持管理性、危機管理及び省エネルギーに関する具体的な提案を評価する。		
2-8. 電気・計装設備設計(送水施設)	様式IV-12	構造	・構造形式、基礎形式、場内配管等に関して耐震性及び耐久性確保に関する具体的な提案を評価する。	3	
		性能	・ジェオスミン及び2-MIBを効果的に除去するための具体的な提案を評価する。		
2-9. 電気・計装設備設計(運転操作設備、計装設備、監視制御設備)	様式IV-13	維持管理	・維持管理性、危機管理及び省エネルギーに関する具体的な提案を評価する。	2	
		運用	・送水先や取水制限・停止に配慮した機器仕様等に関する具体的な提案を評価する。		
2-10. 建築構造物設計	様式IV-14	危機管理	・設備の耐震性、非常時のバックアップ、予備機等に関する具体的な提案を評価する。	3	
		省エネ	・省エネルギーに配慮した機器選定に関する具体的な提案を評価する。		
2-11. 配置計画	様式IV-15	性能	・信頼性、保守性に関する具体的な提案を評価する。	2	
		省エネ	・省エネルギーに配慮した機器選定に関する具体的な提案を評価する。		
2-12. 更新手順	様式IV-16	性能	・運転監視、操作の容易性確保、バックアップシステム等に関する具体的な提案を評価する。	3	
		切替	・電気・計装設備の更新手順及び切替計画に関する具体的な提案を評価する。		
3.建設工事に関する事項	様式IV-17	構造	・構造形式、基礎形式、建築付帯設備に関して、耐震性及び耐久性確保に関する具体的な提案を評価する。	2	
		レイアウト	・市職員との動線分離や維持管理性、環境に配慮した外観等、建築設計に関する具体的な提案を評価する。		
3-1. 業務体制	様式IV-18	動線計画	・運転維持管理動線、見学者動線に関する具体的な提案を評価する。	9	29
		非常時対応	・災害対策、緊急時対応に関する具体的な提案を評価する。		
3-2. 工期短縮につながる方策	様式IV-19	更新	・導水施設、浄水処理施設及び送水施設の更新手順、更新時の安全対策について具体的な提案を評価する。	12	
		切替	・浄水処理施設の切替工程について確実な水量確保、水質確保に関する具体的な提案を評価する。		
3-3. 建設工事中の留意事項	様式IV-20	騒音	・騒音、振動に関する周辺住民への配慮に関する具体的な提案を評価する。	6	
		車両交通	・浄水場周辺の車両交通への影響(渋滞等)に配慮した具体的な提案を評価する。		
4.施設維持管理に関する事項					
4-1. 業務方針	様式IV-21	業務方針	・施設維持管理業務における業務背景、業務目的等の理解度や業務の実施方針を評価する。	2	
		環境配慮	・施設維持管理業務における環境配慮に関する具体的な提案を評価する。		
4-2. 業務体制	様式IV-22	実施体制	・施設維持管理業務の人員配置計画、勤務体制に関する具体的な提案を評価する。	2	
		モニタリング	・施設維持管理業務のセルフモニタリング方法について具体的な提案を評価する。		
4-3. 従業員教育及び研修	様式IV-23	業務開始	・施設維持管理業務を開始するまでに必要な事前準備に関する具体的な提案を評価する。	4	
		教育研修	・業務期間中の従業員および市職員の教育及び研修に関する具体的な提案を評価する。		
4-4. 運転管理業務、水質管理業務	様式IV-24	運転管理	・浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的な提案を評価する。	4	24
		水質管理	・水源から浄水工程の水質管理に関する具体的な提案を評価する。		
4-5. 保守点検業務、修繕業務	様式IV-25	保守点検	・日常点検及び定期点検に関する具体的な提案を評価する。	4	
		修繕業務	・修繕計画に関する具体的な提案、設備の長寿命化に関する具体的な提案を評価する。		
4-6. 災害・事故対応業務	様式IV-26	災害対応	・災害時の体制と対応に関する具体的な提案を評価する。	6	
		事故対応	・機器類等の事故について十分な想定がされているか、またその対策に関する具体的な提案を評価する。		
4-7. 事業終了時の引継ぎ業務	様式IV-27	引継ぎ方法	・事業終了に伴う市や次期事業者への引継ぎに関する具体的な提案を評価する。	2	
		性能評価	・事業終了時における施設・設備の性能評価方法に関する具体的な提案を評価する。		
5.その他に関する事項					
5-1. 地域経済	様式IV-28	市内業者	・市内業者への発注金額について評価する。	6	8
		市内消費	・市内製品の購入金額について評価する。		
5-2. その他の提案	様式IV-29	市内雇用	・市内在住者の雇用人数について評価する。	2	
		創意工夫	・他の審査項目では評価の対象にならなかった先進性・独自性のある具体的な提案を評価する。		
合計				100	